

# 商工会かわら版

NO 73 号 令和3年 12 月

●美郷町商工会 TEL:75-0805・FAX:75-1326

大和支所 TEL:82-2132・FAX:82-2953

商工会のホームページ <http://misato.shoko-shimane.or.jp/>

## ★島根県中小企業事業継続給付金

本制度は島根県内の全企業を対象とした給付金です。下記要件を満たす事業所は是非申請をご検討ください！（応募締切：R4年1月31日まで）

なお、商工会でも申請支援を行っておりますのでお気軽にご相談ください。（TEL：75-0805）

**給付対象**：島根県内の中小企業（業種問わず）

**給付要件**：令和2年12月～令和3年10月までの連続する2か月間の売上合計が前年又は前々年同期間と比べて30%以上減少している。

**給付額**：40万円（定額）

## ★年末調整についてのお知らせ

給与所得の源泉徴収票にはマイナンバーが必要です。マイナンバーは個人情報保護法等により事業主が直接記入をお願いします。

従業員本人や扶養の方のマイナンバーもお早めにご準備ください。

《年末調整期限は》下記のとおりです

- ・源泉所得税の納付 令和4年1月11日(火)
- ・納期特例の方は 令和4年1月20日(木)
- ・帳票等の提出は 令和4年1月31日(月)

## ★小口保証制度（かなえ）の リニューアルについて

「かなえ」とは1,000万円以下の小口融資の手続きを簡略し、スピーディな資金対応を行う融資です。この「かなえ」のリニューアルについて以下の通り改正内容をお知らせします。

～改正のポイント～

- ・カードローン機能（極度額300万円）の追加
- ・貸付利率は全てのお客様が1.80%で固定
- ・創業者対応の為、業歴1年以上要件を撤廃

## ★電子帳簿保存法の令和4年度改正について

「電子帳簿保存法」とは：原則紙での保存が原則とされる「帳簿」や「請求書、領収書」といった国税関係書類について、電子データでの保存を認める際の保存ルールを定めたものです。

令和4年1月よりこの法律が一部改正され「電子取引データの紙出力等保存の廃止」や「電子帳簿保存をする際に税務署への事前申請が不要」などの規制強化と要件緩和が実施されます。関係取引のある事業所はご留意ください。※改正内容の詳細については商工会までお尋ねください

電子データでの保存が義務化される電子取引の例

- 「楽天市場」で備品を購入し、領収書をPDFデータでダウンロードした
- 経理担当者がテレワーク中で、オフィスに請求書を郵送されても受け取れないため、PDFデータにした請求書をメールで送付してもらった。など

## ★保険の見直しに関する無料相談について

先日開催された各種共済にかかる役員研修会にて、「自社のかける保険や共済について総合的に相談できる機会を設けることはできないか」との提案があり、以下の2通りの方法で保険リスクに関する無料相談対応が可能とのことです。保険に関する無料相談・診断を希望される方は、日程調整などの手続きを致しますので、商工会までご連絡ください。【TEL：0855-75-0805】

①ジブラルタ生命のファイナンシャル・プランニング技能士と対面診断という方法。

②全国商工会連合会のリスクマネジメント担当者がWEB会議により診断するという方法。

## ★島根県の経済動向【令和3年9月分】・・・R3.12.3調査

島根県の経済は一部に弱い動きがみられ、持ち直しの動きが鈍化している。生産活動は一部に弱い動きがあるが、持ち直しの動きが続く。雇用面と所得面では一部に弱い動きがあるが、改善の動きが続く。個人消費は持ち直しの動きが足踏み。投資動向は持ち直しているが一部に弱い動き。引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響や各種政策の効果等を注視する必要がある

| 生産活動       | 雇用情勢     | 個人消費        | 投資動向       | 企業倒産   | 金融情勢        | 物価          |
|------------|----------|-------------|------------|--------|-------------|-------------|
| 弱いが持ち直しの動き | 弱いが改善の動き | 持ち直しの動きが足踏み | 持ち直したが弱い動き | 倒産件数0件 | 貸出金対前年1.7%増 | 前年同月比0.1%下落 |